

3. 活動レポート

(1) 知的財産管理と知財教育の活動状況

札幌医科大学附属産学・地域連携センター 副所長
知的財産管理室長・弁理士 石 埜 正 穂

まず、知的財産管理の状況です。知的財産関連業務は、センターの知財グループ（以下知財室）が担当しております。発明の機関帰属を始めた平成 17 年度当初は出願支援が中心だった知財管理業務ですが、平成 19 年度からは、その後の処理、すなわち PCT 出願への移行、その各国移行、あるいは出願案件の審査請求、中間処理、生物材料の寄託事務、登録その他の業務が目立って増加してきました。出願を行った案件については、共同研究先企業や教員等の伝手があったりする場合を除き、全件、技術移転先を探すための努力をしており、技術移転機関、連携大学、展示会などのあらゆる手段・機会を活用してこれに当たっています。今年度は、2 件の特許移転契約（大型及び小型）が結ばれ、また開発契約・実施契約等も何件か実現しそうな状況で、ハードルの高い医療技術でもパートナーを見つけることができる道筋がついてきたように感じております。もちろん、発明届は例年と同じように出てきており、先行技術調査、特許性の検討から特許事務所への依頼・明細書作成のフォローに至る出願業務や JST 支援申請業務（それに伴う調査員との技術的対応、および国際予備審査請求とその中間処理も含む）についても引き続き行っております。今年度は特に法人化移行に伴い、全ての案件の出願人名義を北海道から大学に変更する業務も必要でした。これらの業務の経験を通して、知的財産管理のノウハウが着実に蓄積しております。

しかしながら、これらの知的財産管理業務は、特許庁、特許事務所、JST、技術移転機関など、様々な相手との頻繁な対応（事務連絡、契約締結、会計処理から技術的内容のディスカッションに及ぶ様々な対応）を交えた煩雑なもので、大学としての戦略的判断を迫られるものも多く、量的にも年々膨れ上がるきわめて負担の大きな業務となってきております。これを知財担当副所長（以下知財室長）以下、担当主査（大学の大型予算取りや企業とのトラブル対応に駆り出され、後半はほとんど知財業務に注力できませんでした）、客員研究員（NEDO フェローおよび技術調査員）、産学連携コーディネーター（小樽商大との兼務であることや、全国的な連携業務のため不在がちでした）、センタースタッフ、臨時職員で半ば悲鳴をあげながら何とか処理してきました。しかし、事務面、技術面ともに経験を必要とする専門的な内容を多く含むこと、また年々数を増す案件の全てについてシユアな手続きの進行と時限管理を担保する責任があることから、コアとなる専門職員の確保など、20 年度はシステム・体制の抜本的見直しが必要な曲がり角にきています。また、知財室は一定の責任を有する単位であるにもかかわらずその実態がバーチャルなものにすぎず、また知財担当副所長は兼務教員であるにもかかわらず主幹級の事務担当副所長と同名のポジションと、学内的にも対外的にも非常にわかりづらい状態になっておりますので、何らかの手当てが必要と考えております。

なお、出願関連予算につきましても、当初は十分フォローできる額でしたが、知財管理業務量の増加に伴い必要額が膨れ上がり、19 年度は立替え（JST からの払い戻しが期待できるもの）を含め約 690 万円もの超過費用を学内の他の経費（間接経費）から仰ぐ結果となりました。そのため今後、間接経費の使用についての正式な手順を考慮する必要があるとともに、出願数についても絞らざるを得なくなってきており、出願等審査委員会設置の早期実現に向け準備を進めているところです。

その他知財室では、共同研究契約（これは産学・地域連携グループの担当ですが、知財関連部分は知財室で検討しています）、有体物移転契約、秘密保持契約、実施契約等につき、企業と研究者の間に立って契約のお膳立てや仲介・交渉をしたり、契約文面の作成、チェックをしたりと、多種多様な業務をこなしています。これらはいずれも一歩間違えば将来に深刻な影響を残すため、経験を要する上に気を抜くことの出来ない業務です。有体物移転契約につきましても、正式な有体物移転規定と契約の雛形を 20 年度のできるだけ早い時期に纏め、本格的な管理を開始すべく準備を進めているところですが、既に教員から自主的に相談があった案件については、知財ポリシーに則り、個別に対応を行っている状況です。これら契約は英文のものが多く、現状では事務局での対応が困難なため、知財室長が一部スタッフの補助を得ながら全例チェックしているところですが、本業が教員でもあることか

らボランティアベースでは既に限界となっています。実際には年間百件程度の契約が研究者レベルで非公式に取り交わされていると想定され、管理システムの稼働にあたっては、これらを合理的に交通整理する工夫は当然としても、英語及び契約について専門的知識を有するスタッフの確保が早急に必要となります。

次に知的財産教育の状況です。19年度は、大学院生を対象とする知財GPを核とした講義、講座のカンファレンス、大学のシンポジウムなどを行いました。まず学生のインセンティブ向上のため、学長によるスタートアップ講義を19年度も行い、引き続き前期は知財室長が学部・大学院の一連の講義を行いました。後期には学外からたくさんの講師をお招きして講義やシンポジウムを行い、新鮮で刺激的なお話を提供していただきました。また、e-learning受講者に資するため、19年度は特に過去の講義や講演の演者にお話し、「医学研究者向け知的財産教育講義ガイダンス」を纏めました。これは関係者にも配布したほか、20年度から開始の修士課程の講義でも活用します。大学院生や医療従事者を対象としたe-learningについても、20年度から配信できるよう着々と準備を進めております。これについては、特に著作権に配慮し、講師との契約や配信時のデータ保護の工夫を行いました。そのほか、知財教育に関する知見を深めるべく各地（東京、京都、群馬、信州、米国等）でスタッフによる事例調査を行い、これをGP運営に生かしております。



知財室長個人としては、上記全ての業務に対する監督や技術的な案件の実務に加え、知的財産に係るその他全ての業務、すなわち発明相談ほかのあらゆる知財関連相談（知財化を睨んだ研究戦略、事業化戦略、著作権その他の発明以外の知財相談、侵害に係る相談など）、各種トラブルへの対応、明細書のチェックや下書き、接客（大学・企業・行政および外郭団体関係者など）、学内外の関連委員会出席、講義、講演、調査、学会発表などを行っています（その様子は弁理士会誌にも大学で働く弁理士としてのインタビュー記事として紹介されました）。19年度からは北海道臨床開発機構への企画管理担当および知財担当者としての参加、さっぽろバイオクラスターBio-Sへの知財担当者としての支援も加わり、会議に出席したり関係者と密接に連絡をとりあったりしながら業務を行っています。学内外の発明相談その他相談業務につきましては、最近では延べにすると年間軽く数百件を数えるようになっております。これらはごく初歩的なものから大きなものまで様々な上内容も種々雑多なため数値化等してはおりませんでした。20年度からは業績評価の要請もあり、詳細な記録をつけ始めました。知財室長の19年度業績として記載可能なものを以下に示します。

<その他の活動>

学会発表

- 1) 石埜正穂、一瀬信敏. 大学の特許出願実務についての実態調査. 日本知財学会第5回学術研究発表会 2007年6月、東京
- 2) 一瀬信敏、石埜正穂. 知財活用分野における大学間協定の運用に関する調査. 日本知財学会第5回学術研究発表会 2007年6月、東京

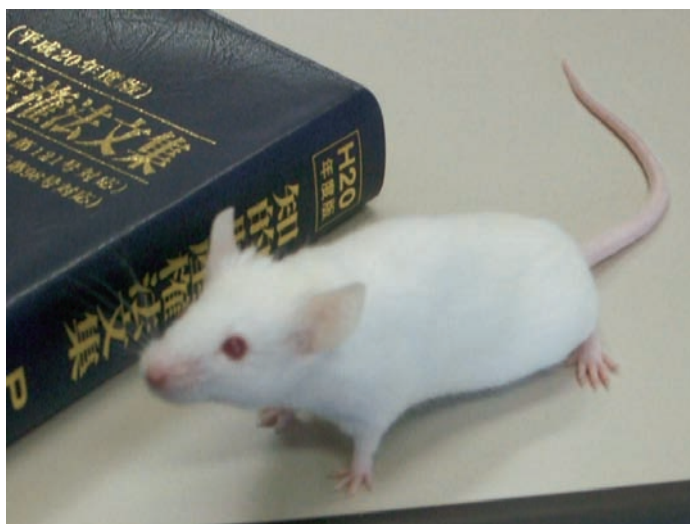
講演

- 1) 平成19年度大学知財支援事業 岐阜薬科大学第2回知財セミナー「医薬系公立大学の独立法人化と知的財産管理」中部経済産業局主催 2007年10月17日 岐阜

- 2) 「札幌医大における医学研究者向け知的財産教育と知的財産管理体制について」 文部科学省産学連携コーディネーター・第18回バイオ・医学CD会議 2007年10月23日 札幌
- 3) 秋田大学知的財産オープンセミナー「大学と知財のハーモニー -大学の医療技術の適切な活用に向けて-」2007年12月5日 秋田
- 4) 平成19年度大学等研究者対象セミナー「研究開発 活かそう社会へ」 広域関東圏知的財産本部・関東経済産業局・特許庁主催、東京薬科大学共催 2008年1月31日 東京
- 5) 「医療機器の品質管理について」 高度管理医療機器継続研修会（北海道薬剤師会）、2007年7月16日（札幌）、10月20日（函館）、11月27日（苫小牧）、11月17日（旭川）、2008年3月16日（札幌）

委員等

- 1) 北海道経済産業局・北海道：全道産学官ネットワーク推進協議会委員（平成16年～）
- 2) 日本弁理士会：バイオ・ライフサイエンス委員（平成19年度）
- 3) (財)知的財産研究所(特許庁委嘱)：寄託制度の運用に関する調査研究委員会委員（平成19年度）
- 4) 経済産業省：北海道MOTコンソーシアム(推進協議会)委員（平成19年度）
- 5) 北海道臨床開発機構・企画管理担当（平成19年度～）



<経歴>

石 埜 正 穂
 札幌医科大学医学部衛生学講座 准教授
 附属産学・地域連携センター 副所長
 知的財産管理室長・弁理士

1982年 北海道大学農学部卒業。1984年 北海道大学大学院環境科学研究科修士課程修了。1988年 札幌医科大学医学研究科博士課程修了、同年4月 米国セントルイス大学分子ウイルス学研究所（ポストドクトラルフェロー）。1991年札幌医科大学医学部附属がん研究所生化学部門助手。1998年 同講師。2002年 同大学医学部衛生学講座講師、同年 弁理士資格取得。2004年 札幌医科大学知的財産管理室長（兼任）。2005年同大学医学部衛生学講座助教授（准教授）。2007年4月 同大学附属産学・地域連携センター副所長。

(2) 平成19年度文科省産学官連携コーディネーター活動報告

札幌医科大学附属産学・地域連携センター 助教
(前 文部科学省産学官連携コーディネーター)
— 瀬 信 敏

1. 他大学・他機関との連携について

平成19年度は文部科学省産学官連携コーディネーター（CD）としての配置の2年目にあたり、CDネットワークを活用した産学官連携活動を進めました。私は小樽商大学と札幌医科大学の両方の大学に配置されておりましたが、19年度は医大の研究シーズの事業化へ向けて、小樽商大学のビジネス創造センター（CBC）と具体的取り組みを開始することができました。ライフサイエンス、特に医薬系の研究シーズの事業化は臨床開発にいたるまで、多くの障壁が存在しますが、商大の事業化へのノウハウやネットワークにより、今後、具体的成果が得られるよう、引き続き協力体制を維持し、支援を続けます。また、室蘭工業大学との大学間連携の取り組みを進めるに当たっては、室蘭工業大学の文科省CD並びに地域共同研究開発センター関係者と協力して、両大学における2回の「医工連携情報交換会」の実施や、本学に室蘭工業大学の先生方をお招きしての「ラボツアー」を行いました。文科省CDは大学に配置され、学内の研究動向を熟知しているため、研究分野の異なる大学との連携をスムーズに進めることができました。こうした積み重ねの結果、関係各位のご理解とご協力を得て、11月には本学と室蘭工業大学との間で包括連携協定を締結しました。「医工連携情報交換会」をきっかけに、義手の共同研究が開始されておりますが、これを契機に、臨床でのニーズを工学的手法で解決する医工連携の取り組みがさらに拡大されるよう、室蘭工大の文科省CDと情報交換を続けております。一方、18年度に帯広畜産大学と共同で開催した「学術交流セミナー」から始まった共同研究には、産業技術総合研究所の研究者を紹介し、定期的にミーティングを行うなど、共同研究の推進をサポートしています。年度末の3月にはノーステック財団との業務提携協定を調印しましたが、20年度以降、具体的活動を進めるに当たって、ノーステック財団との調整を進めており、財団への研究シーズ、ニーズ情報の提供なども進めたいと考えております。

2. CDネットワークの構築について

文科省CD事業そのものは19年度で6年目に入りましたが、私の文科省CDとしての経験は2年ですので、積極的に他大学のCDとの交流を進め、なるべく多くのCDから直に他大学の事例や、中央省庁の各種施策についての情報を取り込むように活動しました。19年度は北海道・東北地区CD会議副世話役として、地区のCD間、もしくは文科省と地区との連絡調整を進めました。また、バイオ・医学分野の産学官連携活動について、情報交換やスキルアップの場である「バイオ・医学CD会議」の事務局として、会議前後の調整や、文科省担当者との情報交換を進めました。さらに、18年度から刊行されている産学官連携CDの活動事例集である「産学官連携コーディネーターの成功・失敗事例に学ぶ—産学官連携の新たな展開へ向けて」には、18年度から取り組んでいる帯広畜産大学とのイヌガンワクチン共同研究についての事例を掲載した他、編集委員として編集作業に直接参加しました。こうした活動を通じて、多くのCDとの信頼関係を構築することができました。私の文科省CDとしての配置は19年度で終了しますが、この2年間で構築されたネットワークは医大の今後の産学官連携活動を進める上で、大きな力になると確信しております。

<その他の活動>

1. 会議等

4月13日	文科省産学官連携CD世話役会議	東京
4月19日～20日	北海道・東北地区CD会議	秋田大学
5月17日	現代GP特別セミナー「知的財産国際化人材育成セミナー」	札幌医科大学
5月24日～25日	バイオ・医学CD会議	山梨大学
6月15日～16日	産学官連携推進会議	京都
7月25日～26日	北海道・東北地区CD会議	福島大学
9月6日～7日	国立大学地域共同研究センター専任教員会議	金沢大学
9月20日～21日	JSTイノベーションコーディネーターフォーラム	長崎
10月5日～6日	文科省産学官連携CD全国会議	東京
10月23日～24日	バイオ・医学CD会議	札幌医科大学
11月7日～8日	北海道・東北地区CD会議	弘前大学
2月7日	バイオ・医学CD会議	近畿大学
2月8日	文科省産学官連携CD世話役会議	東京
2月28日～3月2日	AUTM (Association of University Technology Managers)	アメリカ、サンディエゴ

2. 発表、講演

6月30日～7月1日	知財学会	「知財活用分野における大学間協定の運用に関する調査」	東京大学
1月18日	特別講演	「知的財産の活用による社会貢献」	室蘭市立看護専門学院

3. 委員会等

北海道・東北地区文科省CD副世話役
文科省CD活動事例集編集委員
文科省CDホームページ運営委員
バイオ・医学CD会議事務局
小樽商科大学知的財産審査委員



<経歴>

一 瀬 信 敏
札幌医科大学附属産学・地域連携センター 助教
札幌医科大学医学部細胞生理学講座
(前 文部科学省産学官連携コーディネーター)

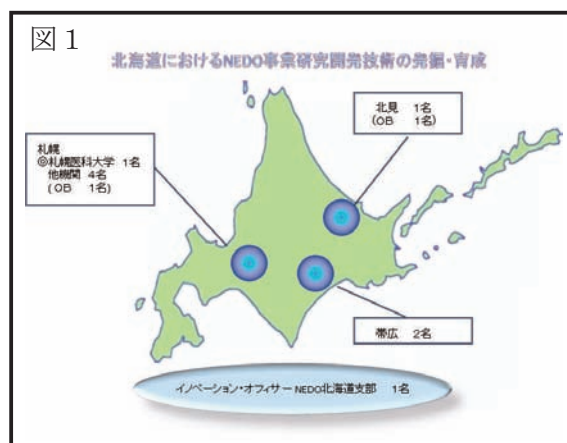
1995年3月 北海道大学水産学部卒業。2000年2月～8月 テキサス大学生物科学 留学。2003年9月 北海道大学大学院 地球環境科学研究科博士課程修了 博士(地球環境科学)、同年10月 独立行政法人産業技術総合研究所ゲノムファクトリー研究部門 遺伝子資源解析研究グループ 特別研究員。2005年8月 札幌医科大学知的財産管理室 客員研究員。2006年4月より、文部科学省産学官連携コーディネーター、小樽商科大学ビジネス創造センター客員研究員、札幌医科大学附属産学・地域連携センター客員研究員。現札幌医科大学医学部細胞生理学講座、附属産学・地域連携センター助教。

(3) 平成19年度NEDOフェローの活動報告

札幌医科大学附属産学・地域連携センター客員研究員
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDOフェロー
小野寺 雄一郎

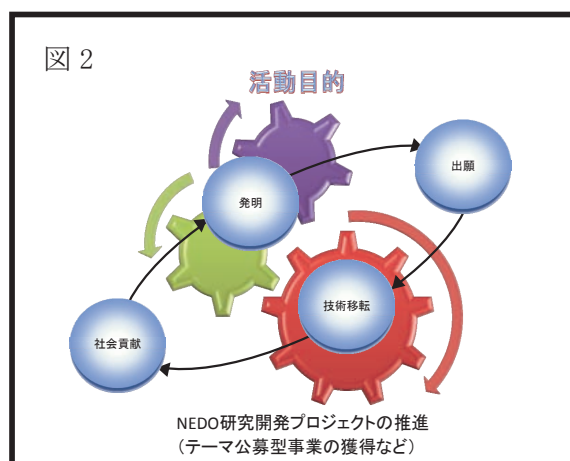
1. NEDO フェローについて

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」）は、日本の産業競争力の強化とエネルギー・環境問題の解決に重要な役割を担っている機関です。その機関の事業に、産業技術に対して幅広い視野と経験を有し、かつ技術シーズを迅速に実用化につなげていくことのできる優れた人材の養成を目的とする事業があり、私は、平成19年8月1日付で本事業に採用され、札幌医科大学における「**医科系大学における知的財産管理マネージャー人材養成**」のカリキュラムのもと、OJTによる技術習得を進めております。私のようなNEDOフェローは、全国で約100人おり、養成先も知財関係部署、TLO機関、およびベンチャー企業等、多岐に渡っております。北海道内にもOBも含め約10名おり、各拠点間の距離があるにもかかわらず密なネットワークを構築し、情報交換等を行い切磋琢磨しております。



2. NEDO フェローとしての活動

札幌医科大学では地域の方々へ高度な先進医療を提供する一方でライフサイエンス分野の研究も盛んに行われています。本事業のNEDOフェロー養成カリキュラムでは、産学・地域連携センターが日頃から推進している研究シーズのピックアップ、知財を絡めた研究成果の実用化および社会還元に向けた取り組みを進めるために必要な活動及び学内外に対する意識の啓発等に携わり、そのスキルやノウハウの修得を目指します。具体的には、弁理士資格を有する本学知的財産管理室石埜室長を指導担当者とし、実践的な経験やフェローネットワーク構築等を通じて、①技術シーズ発掘・評価、②特許出願支援・管理、③技術移転・マーケティング、④産学・地域連携に関して、大学の技術シーズを迅速に実用化・事業化につなげるための知財マネジメントに関し、高い水準の技術修得機会に臨んでおります。



本年度は、初年度ということで不慣れな点多々ありましたが、発明相談件数約30件に臨席し、さらに、それらの先行技術調査を担当しました。本学における本年度の出願件数は26件（PCT出願、米国仮出願を含む）であり、各国移行は17件でありました。それら出願及び各国への移行における手続全てに関与しました。中でも、特に、国際予備審査請求や審査請求（早期審査を含む）における意見書や補正の検討、その後特許庁から通知される拒絶理由通知の対応及び分割出願の検討、受入機関の登録特許第1号にも関わることができました。また、本年度共同出願契約を交わしたほとんどの企業や大学との折衝の機会を得て、それら共同出願契約を締結まで行うことができました。技術移転

に関連する各契約においては、出願明細書の開示での NDA（秘密保持契約書）を 2 件、有償 MTA を 1 件、英文 MTA2 件に関し、条文確認から締結まで関与しました。ライセンス契約に関しては、大手上場企業への大型特許ライセンスの場（今回は譲渡）に臨席することができ、さらに創薬ベンチャーとのライセンス契約にも関わりました（本件は年度をまたいで折衝中）。また、大手技術移転会社と契約を結び、豪州ベンチャー及び独国ベンチャーとのライセンス交渉に関与しました（本件は折衝中）。全ての契約は、自分一人での判断ではなく、指導担当者及び関係者からの指導のもとで行っております。その他、各国移行期限の迫っている案件を大阪商工会議所運営の創薬マーケットに掲載するなど、新たな試みを行いました。一方で、本技術習得の補足的意味合いで、学外のセミナーに参加し本技術の習得および技術の標準化を図りました。まず、フェロー就任後すぐに UNITT2007（9 月）に参加したことで、産学連携実務者における有意義な会議を通じ、特に技術移転・マーケティング手法について技術移転企業が行っている方法について学びました。そして、国際特許流通セミナー2008 へ参加（1 月）し、海外で活躍する技術移転のプロフェッショナルや、我が国の第一線で活躍している関係者による講演やパネルディスカッションにより、技術移転におけるグローバルな考え方を聴講しました。日中韓特許庁共催中小企業支援セミナーへ参加（3 月、特許庁）し、中韓という隣接した国の特許政策や産業の底上げを図る方法を理解することで近隣国の事業政策を学び、その市場性を把握・理解することが出来ました。産学連携に関しては、北海道内企業との共同研究契 1 件を締結しました。また、実用化まで結びついておりませんが、企業 6 社の相談を受けました。その他、受入機関の技術シーズを広く周知するため、セミナーやイベントなどに参加・出展（イノベーションジャパン 2007（9 月）【国内最大のマッチングイベント】、異業種交流・産学官連携フォーラム北海道（10 月）【北海道内の産学をターゲット】、）し、参加企業や大学機関と交流することにより北海道内外のネットワーク構築を行いました。さらに、北海道大学の地域イノベーション創出（1 月）、東京大学国際・産学共同研究センターシンポジウム（3 月）に参加することで、総合大学の取り組みを学び、また、京都大学大学院医学研究科知的財産経営学コース研究成果報告（2 月）、東工大統合研究院「ソリューション研究」国際シンポジウム（3 月）に参加し、医薬シーズのマネジメントの難しさや人材不足、医工連携の重要性を学びました。来年度は、本年度の経験を活かし、さらに飛躍させられるよう一層努めていきたいと考えております。

<経歴>

小野寺 雄一郎 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 NEDOフェロー
北海道公立大学法人札幌医科大学附属産学・地域連携センター
客員研究員

2000 年 3 月 北海道大学大学院工学研究科修士課程修了。2006 年 3 月 北海道大学大学院歯学研究科博士課程修了 博士（歯学）。2006 年 6 月 小樽商科大学ビジネス創造センター 非常勤職員。2007 年 8 月 現職。

(4) 研究者からの寄稿: 産学・地域連携センターを活用して

札幌医科大学医学部教育研究機器センター
分子医学研究部門 准教授 加藤 和則

1. 大学研究と知的財産

通常、私達大学の研究者は、研究成果を学術集会・研究会・論文を通じて発表し自らの研究をまとめるだけでなく、公表した成果を共同研究などの何らかの形で発展させて社会への貢献を考えています。確かに学会・論文等での成果の発表は、同業者である大学研究者には反響が大きく（研究内容にもよりますが・・・）、それが今後の競争的研究費獲得にもプラスに働いていることは間違いありません。しかしながら、学術的に面白い研究成果でも民間企業を主とした産業界の反応は予想以上に低く、企業はそれを願わくば独占的に利用することができないかをシミュレーションすることが多く、知的財産権が何処に帰属しているかが重要となっております。民間企業と一緒に共同研究をし、特許出願も共同でしている大学研究者・組織の話を昔からよく聞いておりますが、その実態は共同研究ではなく単に大学の手法・人材を利用する受託研究だったり、発明者には大学研究者が記載されているが実際の出願者は民間企業単願という事例が少なくなく、当事者（大学側）がその権利を主張できにくい構図になっていました。数年前からの国公立大学の法人化を機に、大学の知的財産権の重要性を考慮しなければいけない状況になり、多くの大学で知的財産権を管理・運営する組織が設立されてきています。

札幌医大でも知財部の設立からはじまり昨年度から附属産学・地域連携センターとして大学の社会貢献を大きな目標として正式に発足されました。このセンターを活用して私達の研究成果の知的財産権を確保しながら産学連携という実用化ステージに発展させ、社会への貢献を現実のものに近づけることができると確信しており、その事例をお示ししたいと思います。

(1) 特許出願と特許権成立

私達の研究室では新しく開発した手法を用いて、ヒト新規腺癌抗原 PAP2a を認識する標的化抗体の樹立に成功いたしました。新規性の高い癌抗原を同定し、しかも特異抗体まで樹立済みであることから、札幌医大の知財部（当時）に相談し、国内優先特許出願の手続きを一昨年に行いました。もちろん学会発表・論文投稿と特許出願は様式・論点が異なることから、発明者・産学地域連携センター・弁理士と何度も議論を重ねて書類の作成を行いました。昨年は国際特許出願を JST から費用を一部支援して頂き各国移行の出願を行い、先日、右写真にあるように北海道公立大学法人札幌医科大学として初めての特許権（日本国）の取得に成功しました。ここに辿り着くまでには石埜先生をはじめ、多くの産学地域連携センターの方々のご尽力の賜物であると感謝しております。



(2) 特許の技術移転

特許出願から取得まで約3年間を要しました。特許が成立したからといって即技術移転が容易にいくわけではなく、特許情報が未公開のうちからこの知財に興味を示していただいた企業とは秘密保持契約を締結し情報を開示、技術移転の可能性を探ってまいりました。また特許出願中ということから経済産業省・JSTからの研究費の支援も容易になりますし、民間企業との共同研究契約も進んでおり、特許権行使以上の効果を現在までのところ得ていると思います。

2. 今後の提言・抱負

我々研究者はいつ何処で新しい発見・発明に遭遇するかも知れません。もちろん全ての研究成果を特許出願として考える必要もございません。多くの場合は学会・論文発表にて学術的価値を高めて医学研究の発展に貢献していただきたいと思っております。ただ一般に医学研究者は自己着想完結型が多く、他の研究グループ・異業種の参入を嫌う傾向があります。その場合は果たして一人（単一グループ）だけでこの研究成果を社会に貢献できるのかを考え直してみてください。学会で“それは私のアイデアだ”とか“その研究は私達の独自のものだ”とかよく耳にしますが、知的財産権（特許）は発明者のプライオリティ（研究者が一番大切にすべき事）を保ちながら、実用化・社会への貢献ができる正攻法であります。また特許のみならず他の研究者との連携に関しても産学・地域連携センターのスタッフに相談できます。学会発表等の知的財産権の取得を考慮してみてください。また新たな道が開けるかも知れません。



<特許出願状況>

発明の名称	発明者	出願公開番号 特許登録番号
抗 CEA 抗体を用いた 標的化遺伝子治療	濱田 洋文 田中 俊裕* 加藤 和則 黒木 政秀* (※他機関発明者)	特開 2007-020494
PAP2a に対する抗体 ならびにその診断的 および治療的使用	濱田 洋文 加藤 和則 中村 公則	特許 第 4097041 号
上記は、加藤 和則准教授が発明者として出願されている案件の中で、公開・登録されているもののみ抜粋しております。		

<経歴>

加藤 和 則 北海道公立大学法人札幌医科大学医学部教育研究機器センター
分子医学研究部門 准教授

1985年 東北大学薬学部卒業。1991年 東北大学大学院薬学研究科博士課程修了(薬学博士)、同年 順天堂大学医学部免疫学 助手。1996年 カリフォルニア大学サンディエゴ校血液腫瘍学 客員研究員。1999年 国立がんセンター研究所薬効試験部 室長。2002年 札幌医科大学医学部分子医学研究部門 助教授(准教授)。

